ども・子育て支援新制度が始まります

平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために「子ども・子育て関連3法」 が成立しました。この3法の成立により、幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実 を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まります。

【幼稚園・保育園などの利用手続きが変わります】

新制度において幼稚園・保育園などを利用するためには、子どもの年齢や保育の必要性の有無に応じ た「支給認定」を受ける必要があります。

この支給認定は、保護者からの申請に基づき市が「支給認定証」を交付することで行います。 なお、支給認定申請と施設の入園申し込みは、同時に行っていただく予定です。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1 号認定	- 満3歳以上	なし	 幼稚園・認定こども園
2号認定		就労や妊娠・出産などの 「保育を必要とする事由」に該当	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満	就労や妊娠・出産などの 「保育を必要とする事由」に該当	保育園・認定こども園 地域型保育事業

※新制度に移行しない私立幼稚園の利用手続きは、これまでと変わりません。

【保育園を利用できる時間が変わります】

保育を必要とする前述の2号・3号認定は、保護者の就労状況(フルタイムやパートタイム)などに 応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分され、保育園などを利用できる時間が異なってきます。

- ■保育標準時間 1日当たり:11時間利用できます。
- ■保育短時間 1日当たり:8時間利用できます。



【西条市の保育料は】

新制度における幼稚園・保育園などの保育料は、保護者の所得に応じた負担を基本として、国が定め る基準を上限に今後、市において新たに定めることとなります。本市においても現在検討中です。 なお、新制度に移行しない私立幼稚園の保育料については、これまでと変わらず幼稚園が定めます。

【これからの予定は】

支給認定申請や入園申し込みの受付期間、保育料などについては、今後内容が決まり次第、広報紙や ホームページなどでお知らせします。

【問合せ】

- ■保育園に関すること 市庁舎新館2階 女件児童福祉課 保育児童係 TEL0897-52-1337
- ■幼稚園に関すること 市庁舎新館 4 階 学校教育課 学務係 TEL0897-52-1252
 - ※新制度について詳しく知りたい方は、内閣府ホームページをご覧ください。

内閣府 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html

高校生海外スタディツアー ~参加者募集~

海外でのホームステイや現地の高校生との交流などを通して、外国人とのコミュニケーション能力を 身につけ、国際社会を生き抜いていく人材を育成するためのツアーです。

- ■研 修 先 アメリカ合衆国 ウィスコンシン州
- ■研修期間 平成27年3月21日(土)~31日(火)(11日間)
- ■自己負担 1人当たり18万円
- ■応募人員 15人(応募多数の場合は書類審査で決定)
- ■応募期限 10月22日(水)
- ■問 合 せ 市庁舎本館 4 階 総務課国際交流係 TEL0897 - 52 - 1206
- ■応募資格 次のすべてに該当する高校1・2年生 ○市内の高校に在学または市内に居住している方 ○外国語、国際交流などに興味を持ち、研修後に その成果を生かせる方 など
- ■応募方法

申込書に必要事項を記入し、学校の推薦調書を添 えて国際交流係へ提出。